

## 社会福祉法人いわくら福祉会評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわくら福祉会定款（平成29年定款第1号）第9条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議等の範囲)

第2条 費用弁償を支給する会議等は、次のとおりとする。

(1) 評議員会

(2) その他理事長が認めた会議、研修及び諸行事等

(費用弁償の金額)

第3条 評議員が前条の会議等に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等（1日につき2,000円）を支給する。

2 交通費の実費等が前項の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人いわくら福祉会旅費規程（平成27年規程第14号）により支給する。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(支給方法)

第4条 前条第1項の費用弁償は、会議等に出席する都度支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年7月1日から施行する。